# 令和1・2年度実地指導における主な指摘事項の概要

## ○ 利用定員の遵守について

・サービス記録から、利用実態は他の介護保険サービス利用者と同様の内容と考えられる利用者の取扱いが不適切で、地域密着通所介護計画に位置付けた利用日と、それ以外の利用日が存在していた。

これを、保険外サービスと位置付けた場合でも、両者を一体的にサービス提供する場合においては、利用者合計が利用定員を超えないことや、利用の前提として通所介護の利用者に対し支障がない場合に可能であることを確認し、定員の遵守及び請求事務の適正化を指導した例

## ○ 人員配置について

・有資格として認められていない資格の職員を機能訓練指導員の一人としてカウントをしていた例

利用者の興味関心や多様性から、各種の民間資格取得者を活用する事例がみられるが、周知のとおり「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する」として認められているのは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)となっており、民間資格の各種インストラクター等は、人員基準上で定められた機能訓練指導員の有資格者とは認められていない。

### ○ 利用料の徴収について

・利用者の自己負担割合に応じた利用料が徴収されていない事例が確認され指導した例 「法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一 部として、サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して 得た額の支払を受ける」とされており、利用者の介護保険負担割合証に記載された「自己負 担額」を徴収する必要がある。

#### ○ 個人情報の同意書について

・本人の署名捺印はあるが、家族代表の署名捺印が確認できない例 家族代表の同意署名等の必要性は認識しているが、県外在住等により同意が遅れ書類の整備 等がないまま時間が経過した等の理由によるもの

## ○ サービス提供に関する記録について

- ・単にメモ書等として残しておくだけでなく、基準上の記録として、必要な情報を漏れなく記載したサービス提供記録となるよう記載内容の充実等に努めるよう指導した例
- ・サービス提供に関する記録について、事業所内で作成されている記録間の不一致がみられ、 管理者は各記録を定期的に確認し、記録間の整合性を確認し正確な記録の整備に努めること を指導した例

具体例として、入浴介助加算の算定に関して、介護記録の記載内容と介護報酬明細書の入 浴回数が一致しない事例等が確認されている。

### ○ モニタリングについて

・通所介護計画の「評価表」に、その都度記載するとともに毎月のモニタリング結果として担 当介護支援専門員にも報告書が作成されているが、内容として利用者の達成すべき目標に関 するものでなく、支援内容に関する評価が中心となっていた例

## ○ 重要事項説明書について

- ・利用者に交付されたとする書面の内容と事業所に保管されている重要事項説明書の内容が一致おらず、実際の説明内容が確認できなかった。重要事項説明書の内容について説明を受け同意したことを明確にするため、説明書の本文とこれに付随する書面での説明に同意して、当該書面に署名押印するという形式により整理し、写等を利用者に交付するよう指導した例
- 「事業の実施地域」について、実際の状況にそぐわない記載となっている例
- ・「利用料等」について、時間区分が旧基準のままになっている例、総合事業について「要支援認定」のみの記載となっており、総合事業対象者についての記載が併記されていない例

### ○ 地域密着型通所介護計画について

## アセスメントに関して

- ・居宅介護支援事業者の基本情報、課題分析、担当者会議記録をもって事業所のアセスメント とし、最初の契約時における古い情報がそのまま綴られている例
- ・最新のアセスメント用紙が綴られていない例、アセスメント用紙に、作成月日は記載されているが、作成年が確認できない例
- ・サービス開始時に介護支援専門員が作成した基本情報がそのまま綴られており、通所介護サービス事業者として独自のアセスメントが行われていない例
- ・基本情報について、作成日時が古く最新ではないものや、既に担当の介護支援専門員が交代 しているが、交代する以前の情報がそのまま綴られていた例
- ・地域密着型通所介護計画の作成及び変更に際して、事業所独自の最新アセスメント結果を基 に課題分析等を行い、その結果を反映し、利用者の心身の状況を踏まえて、サービス計画の 作成に努め、計画に基づく適切なサービス提供に努めるよう指導した例

### 目標について

- ・最新のアセスメント結果が整理されておらず、その結果として長期短期目標が「要介護1」 と「要介護3」の利用者でほぼ同一の内容となっている事例があり、サービス事業者として の独自のアセスメント及びこれに基づく利用者の達成すべき目標の設定を指導した例
- ・長期短期の目標が事業所のサービス提供に係る支援目標を中心に設定され、利用者が達成すべき目標となっているか明確ではなかった例

### サービス内容

・本人や家族の希望や意向が通所介護計画に反映されていない例

### 計画作成者

・地域密着型通所介護計画を、通所介護事業所の従業者と位置付けられていない者の名前で作成されており、改善を求めた例

### 基本的な考え方

・地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿うとともに、利用者の心身の状況、希望 及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないとされており、サービス担 当者会議や利用者の居宅訪問を通じて、心身の状況や置かれている環境、さらに、保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める必要があるが、契約当初の古い情報 のままとなっていたため、最新のアセスメント結果の整理及び計画の作成や変更に際して、 これらの課題分析等の結果を反映した適切な通所介護計画の作成とサービス提供に努めるよ う指導した例

## ○ 地域密着型通所介護計画の目標について

#### 基本的な考え方

・地域密着型通所介護計画における目標については、居宅サービス計画の目標を参考に、通所 介護のサービス事業者として利用者の意向を反映して設定するものであり、長期目標の基本 的な考え方は、利用者が通所介護サービスの利用を通じて、どのような生活を送りたいかを 内容とした目標で、短期目標は、この長期目標を達成するための段階的取り組みを、利用者 の希望に沿って、具体的で達成可能な目標として設定するものとされるが、居宅サービス計 画の短期目標及び長期目標がそのまま目標としている事例において、介護サービス提供に伴 う利用者が達成すべき目標として通所介護サービスの利用における達成可能な具体的目標と して設定するよう指導した例

### ○ 宿泊サービスについて

・やむを得ない事情により連続した利用が予定される場合には、居宅介護支援事業者、町 等と密接に連携を図り、他の介護サービス等への変更も含めて検討することが求められている。この際、利用者の心身の状況、家族の事情に応じたサービス提供を客観的に検討する必要がある。

このため、介護支援専門員、町、関係機関と連携をして具体的対応策を明確にするよう努めることを指導した例

## ○ 個別機能訓練加算について

・個別機能訓練加算 (Ⅱ) は、身体機能への働きかけを中心に行うものではなく、食事、排泄、入浴等や調理、洗濯、掃除などの活動への働きかけや、家庭や地域での役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり、この目的や趣旨に基づき、利用者のADL・IADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定して、個別機能訓練計画を作成し、当該目標を達成するための訓練を適切に実施する必要があることを指導した例